

社会福祉法人生活工房 役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人生活工房(以下「本法人」という。)の役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という)の基準を明らかにし、定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は以下の各号のとおりである。

- (1) 役員とは、定款第16条第1項で定める理事及び監事をいう。
- (2) 業務執行理事とは、役員のうち定款第16条第3項、同第4項で定める副理事長及び常務理事をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条で定める評議員をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条で設置された評議員選任・解任委員会の委員をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の本法人運営に必要な職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、本法人の施設・本部事務局での業務執行の対価として支払を受ける職員給与分は、本規程における報酬には含まない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(会議出席日当)

第3条 本法人の理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した理事、評議員及び評議員選任・解任委員には別表1で定める会議出席日当を支給する。

2 ただし、同日に1項の異なる会議に出席した場合には1回の出席とみなす。

3 1項の規定にかかわらず、定款第16条で定める理事長及び業務執行理事には会議出席日当を支給しない。

(報酬の支給)

第4条 本法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 毎週3日以上勤務する理事のうち理事長及び業務執行理事には、別表2に定める俸給表に基づき毎月理事報酬を支給する。

- (2) 理事長の命を受けて本法人の運営に必要な職務を行った理事及び評議員には、別表 3 に定める日当及び費用を支給する。
- (3) 監査業務を行った監事には、別表 3 に定める日当及び費用を支給する。
- (4) 第 2 号、3 号の業務が宿泊を伴う場合には別表 4 に定める旅費及び費用を支給する。

(賞与)

第 5 条 本法人は、理事長及び業務執行理事に対して業績によって賞与を支給することができる。

- 2 賞与の金額（報酬月額に対する割合）は、本法人の施設又は本部事務局等において業務に従事している職員に支払われる割合と同一の基準とし、支給時期は同一日とする。

(退任慰労金)

第 6 条 本法人は、理事長及び業務執行理事が退任した場合、当該理事に対して退任慰労金を支給することができる。

- 2 退任慰労金の額は以下の計算式によって算出された金額とする。ただし、その金額は 100 万円を超えることはできない。

$$\text{退任慰労金の額} = \text{退任時の役員報酬（月額）} \times \text{在任年数}$$

(報酬等の総額)

第 7 条 本法人の役員等に支給する報酬等の総額は以下のとおりとする。

- (1) 理事の報酬総額は年間 800 万円以内とする。
- (2) 監事の報酬総額は年間 50 万円以内とする。
- (3) 評議員の報酬総額は定款第 9 条において定められたとおり年間 100 万円以内とする。
- (4) 評議員選任・解任委員の報酬総額は年間 50 万円以内とする。

(公表)

第 8 条 本法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、第 7 条 3 号を除き、評議員会の決議によって行なう。

附則 この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (会議出席日当)

	報酬 (会議1回につき)	費用弁償 (日額)
理事	10,000円	実費
監事	10,000円	実費
評議員	10,000円	実費
評議員選任・解任委員	10,000円	実費

別表2 (理事報酬月額)

役員	月額
理事長	200,000円
副理事長	160,000円
常務理事	120,000円

別表3 (その他の報酬)

	種類	日当 (日額)	費用弁償 (日額)
理事	理事長の指示による業務	10,000円	実費
監事	監査	20,000円	実費
評議員	理事長の指示による業務	10,000円	実費

別表4 (出張旅費)

	旅費 (1泊につき)	費用弁償
理事、監事、評議員共通	10,000円	実費